

社援基発 0310 第 1 号
令和 8 年 3 月 10 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等
について」の一部改正について

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知）について、直近の統計等を踏まえ、別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

(別添)

改正後	改正前
1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)の3の(5)の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするとともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、<u>370,000円</u>とする。 2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、<u>27%</u>とする。 3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、<u>23%</u>とする。	1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)の3の(5)の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、<u>330,000円</u>とする。 2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、<u>25%</u>とする。 3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、<u>19%</u>とする。

改正後			改正前		
(別表)			(別表)		
年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2024 年と比較した 伸び率	年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2023 年と比較した 伸び率
1960 以前	18.8	6.856	1960 以前	18.8	<u>6.559</u>
1961	20.8	6.197	1961	20.8	<u>5.928</u>
1962	21.2	6.080	1962	21.2	<u>5.816</u>
1963	21.8	5.913	1963	21.8	<u>5.656</u>
1964	22.8	5.654	1964	22.8	<u>5.408</u>
1965	23.5	5.485	1965	23.5	<u>5.247</u>
1966	25.2	5.115	1966	25.2	<u>4.893</u>
1967	26.7	4.828	1967	26.7	<u>4.618</u>
1968	27.7	4.653	1968	27.7	<u>4.451</u>
1969	29.4	4.384	1969	29.4	<u>4.194</u>
1970	31.3	4.118	1970	31.3	<u>3.939</u>
1971	31.7	4.066	1971	31.7	<u>3.890</u>
1972	34.6	3.725	1972	34.6	<u>3.564</u>
1973	43.7	2.950	1973	43.7	<u>2.822</u>
1974	51.8	2.488	1974	51.8	<u>2.380</u>
1975	52.4	2.460	1975	52.4	<u>2.353</u>
1976	56.8	2.269	1976	56.8	<u>2.171</u>
1977	59.2	2.177	1977	59.2	<u>2.083</u>
1978	62.4	2.066	1978	62.4	<u>1.976</u>
1979	69.2	1.863	1979	69.2	<u>1.782</u>
1980	75.4	1.710	1980	75.4	<u>1.635</u>
1981	75.7	1.703	1981	75.7	<u>1.629</u>
1982	75.9	1.698	1982	75.9	<u>1.625</u>

改正後			改正前		
1983	75.9	1.698	1983	75.9	<u>1.625</u>
1984	77.6	1.661	1984	77.6	<u>1.589</u>
1985	77.2	1.670	1985	77.2	<u>1.597</u>
1986	76.7	1.681	1986	76.7	<u>1.608</u>
1987	78.1	1.650	1987	78.1	<u>1.579</u>
1988	79.6	1.619	1988	79.6	<u>1.549</u>
1989	83.8	1.538	1989	83.8	<u>1.471</u>
1990	86.7	1.487	1990	86.7	<u>1.422</u>
1991	88.9	1.450	1991	88.9	<u>1.387</u>
1992	90.1	1.431	1992	90.1	<u>1.368</u>
1993	90.6	1.423	1993	90.6	<u>1.361</u>
1994	90.9	1.418	1994	90.9	<u>1.356</u>
1995	91.0	1.416	1995	91.0	<u>1.355</u>
1996	91.2	1.413	1996	91.2	<u>1.352</u>
1997	91.9	1.403	1997	91.9	<u>1.342</u>
1998	90.2	1.429	1998	90.2	<u>1.367</u>
1999	89.3	1.443	1999	89.3	<u>1.381</u>
2000	89.5	1.440	2000	89.5	<u>1.378</u>
2001	88.0	1.465	2001	88.0	<u>1.401</u>
2002	87.1	1.480	2002	87.1	<u>1.416</u>
2003	87.6	1.471	2003	87.6	<u>1.408</u>
2004	88.6	1.455	2004	88.6	<u>1.392</u>
2005	89.7	1.437	2005	89.7	<u>1.375</u>
2006	91.5	1.409	2006	91.5	<u>1.348</u>
2007	93.8	1.374	2007	93.8	<u>1.314</u>
2008	96.8	1.332	2008	96.8	<u>1.274</u>
2009	93.4	1.380	2009	93.4	<u>1.320</u>

改正後			改正前		
2010	93.5	1.379	2010	93.5	<u>1.319</u>
2011	94.7	1.361	2011	94.7	<u>1.302</u>
2012	94.1	1.370	2012	94.1	<u>1.310</u>
2013	96.5	1.336	2013	96.5	<u>1.278</u>
2014	99.8	1.292	2014	99.8	<u>1.235</u>
2015	100.0	1.289	2015	100.0	<u>1.233</u>
2016	100.3	1.285	2016	100.3	<u>1.229</u>
2017	102.3	1.260	2017	102.2	<u>1.206</u>
2018	105.6	1.221	2018	105.5	<u>1.169</u>
2019	108.0	1.194	2019	108.0	<u>1.142</u>
2020	108.0	1.194	2020	107.9	<u>1.143</u>
2021	113.3	1.138	2021	113.2	<u>1.089</u>
2022	120.3	1.071	2022	120.2	<u>1.026</u>
2023	123.4	1.045	2023 以降	123.3	<u>1.000</u>
2024 年以降	128.9	1.000			
(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、 <u>1.440</u> となる。			(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、 <u>1.378</u> となる。		